

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ひのくち歯科医院	西条市樋之口437番4	令和3年6月1日
S調剤薬局	今治市桜井二丁目3番4号	令和3年7月1日
にこにこ薬局 小松店	西条市小松町新屋敷甲284番地2	令和3年7月1日
宮原医院	新居浜市八幡二丁目6番30号	令和3年7月1日

○愛媛県告示第1018号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、
 施術機関を次のように指定した。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
海田真弥	今治市北日吉町一丁目5番24号	令和3年5月13日

○愛媛県告示第1020号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社エンジェルハウス	宇和島市三間町成家845番地	デイサービス紙ひこうき	宇和島市三間町戸雁604番2	令和3年6月10日
合同会社MK&K	宇和島市住吉町621-1	デイサービスみるく	宇和島市住吉町621-1	令和3年7月1日

○愛媛県告示第1021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社 キュート	今治市小泉四丁目6番50号	デイサービス未来まさき	（変更後） 伊予郡松前町大字東古泉1番地9	令和3年5月31日
			（変更前） 伊予郡松前町筒井361番1	
株式会社ココロココ	四国中央市妻鳥町1817-1	ココロココ24	（変更後） 四国中央市妻鳥町1817-1	令和3年6月1日
			（変更前） 四国中央市下柏町1087-1	

○愛媛県告示第1022号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第6項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防・日常

生活支援事業者)から介護予防・日常生活支援事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護予防・日常生活支援事業者)の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社 キュート	今治市小泉四丁目6番50号	デイサービス未来まさき	(変更後) 伊予郡松前町大字東古泉1番地9	令和3年5月31日
			(変更前) 伊予郡松前町筒井361番1	

○愛媛県告示第1023号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関(指定訪問看護事業者等)から、指定訪問看護事業等次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関(指定訪問看護事業者等)の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町8番15-701	訪問看護ステーション花みかん	伊予郡松前町上高柳503番地4	令和3年6月30日

○愛媛県告示第1024号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関(居宅介護事業者)から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社よしまる	宇和島市吉田町東小路甲14番地5	デイサービス未来まさき	伊予郡松前町筒井361番1	平成28年12月31日
株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町8番15-701	訪問看護ステーション花みかん	伊予郡松前町上高柳503番地4	令和3年6月30日

○愛媛県告示第1025号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関(介護予防事業者)から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護予防事業者)の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社よしまる	宇和島市吉田町東小路甲14番地5	デイサービス未来まさき	伊予郡松前町筒井361番1	平成28年12月31日
株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町8番15-701	訪問看護ステーション花みかん	伊予郡松前町上高柳503番地4	令和3年6月30日

○愛媛県告示第1026号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
ケースデンキ四国中央店	四国中央市川之江町349番1	大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正	三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博	令和3年 4月1日	令和3年 8月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1027号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
ディオ東予店	西条市周布667-1	大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正	三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博	令和3年 4月1日	令和3年 8月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1028号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から

4月間縦覧に供する。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
コープ三津	松山市高山町3441番外	大規模小売店舗を設置する者の名称	三菱UFJリース株式会社	三菱HCキャピタル株式会社	令和3年4月1日	令和3年8月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1029号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
エディオン大洲店	大洲市東若宮18-5	大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石正	三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博	令和3年4月1日	令和3年8月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1030号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
イオンタウン川之江	四国中央市妻鳥町字樋之上1795番地 外	駐輪場の位置	6箇所	7箇所	令和4年4月6日	令和3年8月5日
		荷さばき施設の位置及び面積	4箇所 578平方メートル	5箇所 616平方メートル		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで	荷さばき施設1から4 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設5 午後11時30分から午前6時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1031号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
八幡浜市	日土町5番耕地の一部	平成30年度から令和2年度まで	八幡浜市（日土町5番耕地の一部）の地籍図及び地籍簿
大洲市	宇津第6計画区	令和元年度から令和2年度まで	大洲市（宇津第6計画区）の地籍図及び地籍簿
宇和島市	増穂の一部	令和元年度から令和2年度まで	宇和島市（増穂の一部）の地籍図及び地籍簿
新居浜市	光明寺の一部	令和元年度から令和2年度まで	新居浜市（光明寺の一部）の地籍図及び地籍簿
宇和島市	高串の第5・第6	平成30年度から令和2年度まで	宇和島市（高串の第5・第6）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和3年8月20日

○愛媛県告示第1032号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

宇和島市川内字篠駄場乙483の3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1033号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市玉津土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和3年8月5日認可した。

令和3年8月20日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

○愛媛県告示第1034号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市神戸土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和3年8月5日認可した。

令和3年8月20日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第1035号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、道前平野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和3年8月5日認可した。

令和3年8月20日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第1036号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市飯岡土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和3年8月5日認可した。

令和3年8月20日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第1037号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年8月20日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第22号 令和3年8月10日	伊予市尾崎字天神下33番、34番1、35番1、33番地先里道、34番1地先水路河川、35番1地先水路河川	松山市北吉田町1038番地 河窪建設 株式会社 松山市松末二丁目15番7号 センティア都市開発 株式会社

○愛媛県告示第1038号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年8月20日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第20号 令和3年8月10日	伊予郡松前町大字永田字樋口87番1	松山市北井門4丁目26番14号 ブラシード203号 中 村 英 貴

○愛媛県告示第1039号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年8月20日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第23号 令和3年8月11日	東温市田窪字水木1627番3	松山市枝松6丁目4番3号 一六社宅12号 高 橋 英 史

○愛媛県告示第1040号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和3年8月20日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300743	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	阿 部 進	就労移行支援	A i l eワークス宇和島	愛媛県宇和島市和霊元町一丁目6番20号	令和3年8月1日

○愛媛県告示第1041号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲321番4から 同市坂下津甲349番3まで	令和3年8月20日